

建設業退職金共済制度への加入と普及促進に関する特記仕様書

佐渡市が発注した建設工事にあたっては、建設労働者の福祉の向上を図るとともに、建設業の健全な発展に資するため、建設業退職金共済制度の対象となる現場労働者について適切な対応を図られるよう下記について留意するものとする。

1. 共済加入、共済証紙の購入等

- (1) 請負者は、建設業退職金共済組合(以下「組合」という。)に加入するよう努めるとともに、建設業退職金共済制度(以下「建退共」という。)の対象となる現場労働者について共済証紙又は退職金ポイント(以下「証紙等」という。)を購入し、共済証紙を購入した場合は当該労働者の共済手帳に貼り付け、退職金ポイントを購入した場合は掛金へ充当すること。
- (2) 請負者は、1件の請負額が500万円以上の工事について、掛金収納書(発注者用)を「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」(以下「報告書」という。)に貼り付けて、工事請負契約締結後原則1ヶ月以内(電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内)に、発注者に提出しなければならない。
また、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査員に提示しなければならない。
- (3) 証紙等の購入額は、工事の内容に応じて、建退共の対象となる現場労働者の就労予定を勘案の上、所要の共済証紙を購入し、工事完了までに不足を生じた場合は適宜追加購入するものとする。

2. 建退共適用事業主工事現場標識(シール)の掲示

建退共の共済契約者は、現場事務所及び工事現場の出入口等の見やすい場所に標識(シール)の掲示を行い、建退共の対象となる現場労働者への周知に努めるものとする。また、標識の掲示状況記録(写真)を提出しなければならない。

3. 下請業者の加入促進

請負者は、当該工事について下請契約を締結するときは、下請業者に対してこの制度の趣旨を説明し、証紙等の交付又は掛金相当額を請負代金に算入する等により、下請業者の建退共制度への加入及び証紙等の貼り付け又は充当を促進するよう配慮するものとする。

また、請負者は「施工体制台帳」等の活用により当該工事の施工に関与するその他の下請業者の把握に努めるとともに、共済制度未加入業者に対しては加入勧奨するなど、制度の普及に配慮するものとする。

4. 請負者(下請契約を締結したときは、当該下請業者を含む。)が、従業員について退職金支給制度(中小企業退職金共済事業団の加入を含む。)を有し、かつ、当該工事について建退共の対象となる現場労働者を使用しないで施工するときは、その旨を報告書の「掛金収納書未提出の理由欄」に記載し、提出しなければならない。